

令和8年度 大野町内入園用

認定こども園等
教育・保育給付認定申請・
利用申し込みについて



大野町役場 民生部子育て支援課

〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野80番地
TEL: 0585-34-1111 FAX: 0585-34-3525
TEL: 0585-35-5370 (直通)
大野町ホームページ <http://www.town-ono.jp>



子ども・子育て支援法に基づく「教育施設・保育施設」の概要

保育所 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

0～5さい



法的位置づけ

児童福祉施設

利用時間

夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。
(2号・3号認定こどもが対象)

幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

3～5さい



法的位置づけ

学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。

利用できる保護者

制限なし。(1号認定こどもが対象)

認定

こども園

0～5さい

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設



法的位置づけ

児童福祉施設及び学校

利用時間

幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育園と同様の1日8時間程度の利用など、こどもに合わせて柔軟に選ぶことができます。

利用できる保護者

家庭で保育のできない保護者。(2号・3号認定こどもが対象)
制限なし。(1号認定こどもが対象)

地域型 保育

0～2さい

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳のこどもを預かる事業



- ① 家庭的保育……………家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
- ② 小規模保育……………少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
- ③ 事業所内保育……………会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育……………障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

○大野町の6つの認定こども園

……認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設のことです。大野町には次の2類型があります。

- ・ 幼保連携型認定こども園：幼稚園(学校)及び保育所(児童福祉施設)としての単一施設
((仮称) 大野町みらいこども園・大野こども園・豊木認定こども園・認定こども園うぐいす・幼保連携型認定こども園東さくらこども園)
- ・ 幼稚園型認定こども園：幼稚園(学校)に保育所機能を備えた施設
(認定こども園大野クローバー幼稚園)



幼稚園

- ・ 幼児教育
- ・ 3歳または4歳～就学前のこども

機能付加



認定
こども園

- ・ 就学前のこどもに
幼児教育・保育を提供



- ・ 地域における
子育て支援

機能付加



保育所

- ・ 保育
- ・ 0歳～就学前の保育を必要とするこども



教育・保育給付認定について

認定こども園等を利用をするにあたり、**利用のための認定(教育・保育給付認定)**を受ける必要があります。



1 教育・保育給付認定とは

認定こども園等の施設利用を希望する場合、施設の利用申込みのほか、保護者の方やお子様の教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

この「教育・保育給付認定」の申請に基づき、町が「支給認定証」を交付します。



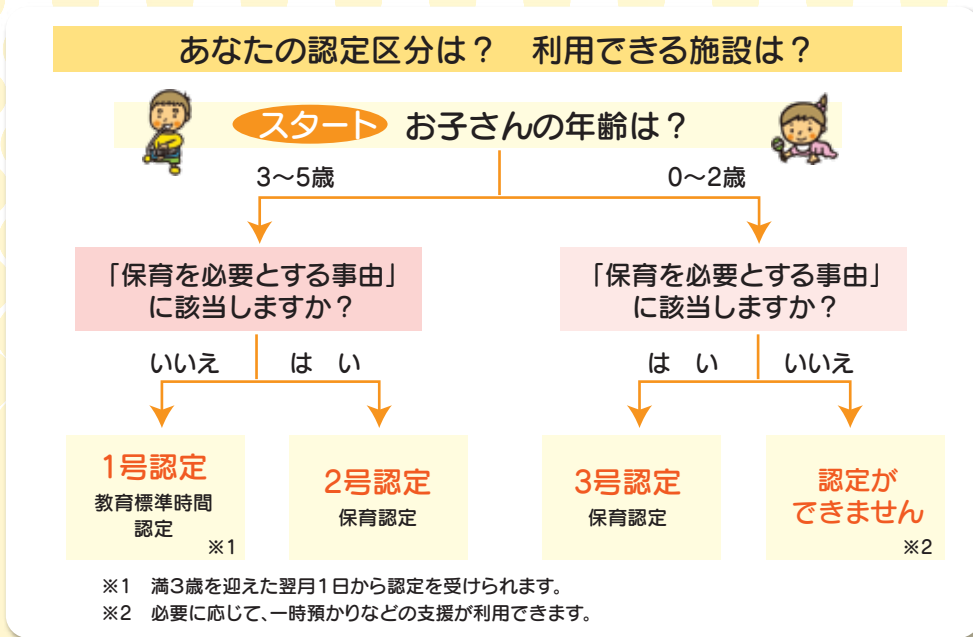
2 教育・保育給付認定申請の対象者

大野町に住民票があり、認定こども園の利用を希望するお子様が対象です。



3 教育・保育給付認定区分等

認定区分は3つの区分に分かれており、年齢や保育を必要とする事由に応じて支給認定証が交付されます。認定された区分により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。



● 令和8年度入園対象児童の年令表

令和8年度受付用	入園対象児童の満年齢(クラス)	入園可能期間	認定区分
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	～令和9年3月31日	1号・2号
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	～令和10年3月31日	1号・2号
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	～令和11年3月31日	1号・2号
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ	～令和12年3月31日	1号・2号・3号
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ	～令和13年3月31日	3号
0歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ	～令和14年3月31日	3号



保育認定(2号・3号)を受けられる方



保育を必要とする事由による保育の必要量の認定区分

2号・3号認定を受けるには、保育を必要とする事由が必要となります。

保護者の方が次のいずれに該当するかにより、保育の必要量の区分の「保育標準時間」又は「保育短時間」のどちらかを適用することとなります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量の区分	
就労 (全ての就労)	こどもの保護者が仕事をするのが日常なので、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間 (就労時間が 120時間以上/月)	保育短時間 (就労時間が 48時間以上/月)
妊娠、出産	こどもの保護者が出産の前後のため、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
疾病、障がい	こどもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるので、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
介護、看護	こどもの家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している家族の介護・看護にあたっているため、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
災害復旧	火災や風水害や地震などにより、家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、こどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
求職活動	こどもの保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、そのこどもの保育ができない場合	保育短時間	
就 学	こどもの保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
虐待、DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、そのこどもの保育ができない場合	保育標準時間	保育短時間
育児休業取得時に既に保育を利用している	当該育児休業に係るこども以外の小学校就学前のこどもが保育園・認定こども園等を利用しており、継続利用が必要と認められる場合	保育短時間	

- ◇ 1か月の就労時間が120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としていることが認められるときは、「保育標準時間」を適用することができる場合があります。
- ◇ 「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、5ページ記載の「保育を必要とする事由を証する書類」に基づいて行いますので、必ずしも希望する保育の必要量(利用可能時間)の認定がされるとは限りません。あらかじめご了承ください。

施設で保育を希望する場合の保育認定(2号・3号)認定にあたっては、「保育を必要とする事由」と「保育の必要量」が考慮されます。



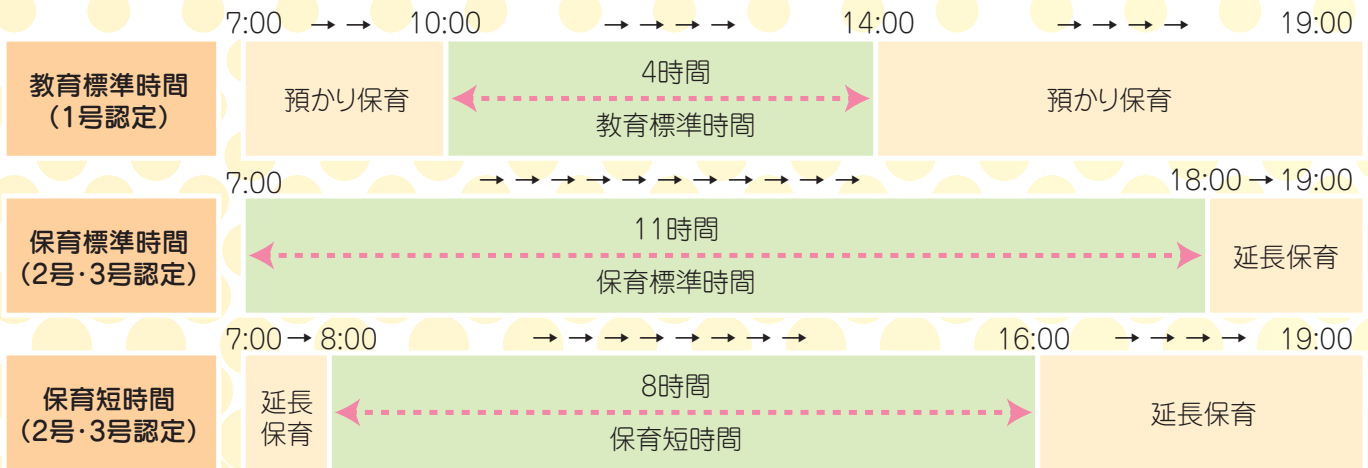
5 保育の必要量に応じた利用時間

「保育の必要量」(保育が必要な時間)とは、保護者の就労状況(フルタイムやパートタイム)等に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

認定区分	教育・保育時間	1日当たりの利用可能時間
1号認定	教育標準時間	1日4時間を標準
2号・3号認定	保育標準時間	1日最長11時間
	保育短時間	1日最長8時間

※認定を受けた区分、時間により、利用者負担額(保育料)が異なります。

● 各認定区分における利用可能な時間帯のイメージ(例)



施設の開閉園時間や預かり保育、延長保育の開始・終了時間については、各施設で異なります。また、預かり保育や延長保育の利用は有料となる場合があります。

● 施設を利用できる時間(2号・3号認定)

	施設名	保育短時間 (最長8時間)	保育標準時間 (最長11時間)	延長保育 (延長時間)
公立	(仮称)大野町みらいこども園	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	-
	大野こども園	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	18:00~19:00
私立	豊木認定こども園	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	18:00~19:00
	認定こども園うぐいす	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	18:00~19:00
	幼保連携型認定こども園東さくらこども園	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	【朝】7:00~7:30 【夕】18:30~19:00
	認定こども園大野クローバー幼稚園	8:30 ~ 16:30	8:00 ~ 18:00	-



6 各施設の新規利用の流れ

1号認定の場合

入園申込

利用希望施設に、直接利用の申込みをします。

入園の内定及び認定の申請

①施設から入園の内定を受けます。
②町へ申込書（教育・保育給付認定申請書兼入園申込書）を提出します。

支給認定証の交付

①町にて教育・保育給付認定に関する審査を行います。
②町から支給認定証が交付されます。（1号認定）

施設との契約

支給認定証の交付後、保護者と各施設等との間で利用契約を行います。

2号認定・3号認定の場合

認定の申請と希望施設の申込

町へ申込書等（教育・保育給付認定申請兼入園申込書・保育を必要とする事由証明書）を提出します。

認定審査及び利用施設等の調整

町にて認定の審査と利用施設等の調整を行います。

支給認定証の交付及び利用調整結果のお知らせ

①町から支給認定証が交付されます。（2号認定・3号認定）
②同時に町から内定通知書等が交付されます。

施設との契約

保護者と各施設等との間で利用契約を行います。



7 教育・保育給付認定申請に必要な書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書……子ども1人につき1枚
- ②保育を必要とする事由を証する書類……子ども1人につき父・母各1枚（2人以上申請の場合、1世帯1枚で可）

※②は2・3号認定を受けることのみ

	保育を必要とする事由	添付書類
働いている場合	全ての就労 ※会社勤務、自営業、パート、内定、育児休業復帰等	保育を必要とする事由証明書 【就労（内定）証明書】 【育児休業復帰証明書】
	妊娠、出産	保育を必要とする事由証明書 【母子健康手帳(表紙と出産予定日のわかる面)の写し】
働いていない場合	疾病、障がい	保育を必要とする事由証明書 【障害者手帳等の写し又は級に応じて診断書】
	介護、看護	保育を必要とする事由証明書 【障害者手帳等の写し又は級に応じて診断書】
	災害復旧	保育を必要とする事由証明書 【被災証明書等】
	求職活動	保育を必要とする事由証明書 【求職活動証明書】
	就学	保育を必要とする事由証明書 【在学証明書又は学生証の写し、時間割表】
	虐待、DV	事実を証明できる書類
	育児休業取得時に既に保育を利用している	育児休業復帰証明書 ※育休取得時や復職時、就労先からの証明が必要です。

◇原則、保護者以外に子どもと同居している祖父母・おじ・おば等の親族の方については、保育を必要とする事由を証する書類の提出は必要ありません。（入園申込みの際に、入園の優先度を考慮する書類として必要となる場合があります。）

◇大野町に転入される方は、転入前の市町村で教育・保育給付認定を受けている場合であっても、大野町で新たに申請をしていただく必要があります。

◇認定をする際に、上記以外の書類（確定申告書等の写し等）を添付していただく事があります。



支給認定証の有効期間

- ・「支給認定証」には有効期間があり、2号認定・3号認定については、保育を必要とする事由により、有効期間が異なります。
 - ・有効期間を過ぎると認定が失効し、それに合わせて施設を利用している場合は、その時点で退園となります。失効後、再度施設の利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」の提出が必要となります。
 - ・「支給認定証」が再度交付された場合でも、施設の利用については、改めて他の申込みの方とともに利用調整を行いますので、これまでの施設を継続的に利用できるとは限りません。
- ※3号認定から2号認定への認定区分の変更は、お子様が満3歳の誕生日を迎えた際に職権で自動的に切り替えますので、申請は不要です。
- ※年度途中で満3歳になり、認定区分が3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内は3号認定区分の保育料をご負担いただきます。

● 1号認定

保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで



● 2号認定・3号認定

保育を必要とする事由	認定(有効)期間 ※効力発生日から小学校就学前まで、又は次に掲げる期間のうちいずれか短い期間まで
就労	保護者の退職した日が属する月の月末まで
妊娠、出産	出産予定日から数えて産前6週間目が属する日の月初めから産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾病、障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書に記載のある加療見込期間の終了期日が属する月の月末まで ・各手帳の再認定に伴う等級の区分の変更がある場合、その変更する日が属する月の月末まで
介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書に記載のある加療見込期間の終了期日が属する月の月末まで ・各手帳の再認定に伴う等級の区分の変更がある場合、その変更する日が属する月の月末まで
災害復旧	家屋の復旧が終了した日が属する月の月末まで
求職活動	効力発生日からその月の属する月の翌々月の末日まで(3か月間) ※ただし、有効期間経過後も引き続き求職活動により、保育ができない状況である場合は、その状況を確認の上、継続して期間を延長することができる。(最大6か月間まで)
就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで
虐待、DV	支援措置(住民基本台帳の閲覧等の制限)対象期間の終了する日が属する月の月末まで
育児休業取得時、既に保育を利用している	当該育児休業に係る児童が満1歳に達する日が属する月の月末まで



保育料(利用者負担額)について



保育料(利用者負担額)とは

保育料(利用者負担額)は、お子様を施設で教育・保育するために要する費用の一部を保護者にご負担いただくもので、保護者の所得やきょうだいの有無等に応じて金額が決定します。

なお、各施設において、保育料のほかに延長保育料や給食費、教材費等の追加料金(実費徴収)をご負担いただく場合があります。

● 保育料(利用者負担額)の算定

保育料は、原則お子様の扶養義務者である父母の市町村民税所得割課税額をもとに決定します。ただし、同居の父母以外の扶養義務者(祖父母等)が家計の主宰者と認められる場合は、その家計の主宰者と父母の市町村民税所得割課税額を合算し、保育料を決定します。

なお、令和8年度の保育料の算定の基礎となる市町村民税額は下図のとおりで、9月が切り替えの時期となります。

令和8年度 4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和7年度の市町村民税額に基づく保育料
(令和6年1月1日~12月31日の収入)

令和8年度の市町村民税額に基づく保育料
(令和7年1月1日~12月31日の収入)

● 保育料の支払い(契約)について

- ◆ 公立施設 町(施設)と契約し、保育料等を町(施設)へ支払います。
- ◆ 私立施設 施設・事業者と契約し、保育料等を施設・事業者へ支払います。



3号認定の保育料(利用者負担額)

公立・私立どの園でも、下記で算定した保育料は同じです。

多子 カウント	階層区分	定 義	利用者負担額(月額)		
			3号認定(3歳未満)		
			保育標準時間	保育短時間	
↑ 年齢制限撤廃	第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
	第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
	第3階層	市町村民税均等割課税世帯	12,000円 〔5,300円〕	11,000円 〔4,900円〕	
	第4階層	市町村民税所得割課税額が右欄の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000円 〔5,300円〕	15,000円 〔4,900円〕
	第5階層		57,700円未満	22,000円 〔6,600円〕	21,000円 〔6,300円〕
↓ 年齢制限有り(小学校就学前)	第6階層	72,800円未満	22,000円 〔6,600円〕	21,000円 〔6,300円〕	
	第7階層	77,101円未満	26,000円 〔7,800円〕	25,000円 〔7,600円〕	
	第8階層	97,000円未満	26,000円	25,000円	
	第9階層	169,000円未満	28,000円	27,000円	
	第10階層	301,000円未満	29,000円	28,000円	
	第11階層	397,000円未満	30,000円	29,000円	
	第12階層	397,000円以上	31,000円	30,000円	



- ・ 年収360万円未満相当(所得割課税額57,700円未満)の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。
- ・ ひとり親世帯等の年収約360万円未満相当(所得割課税額77,101円未満)の場合、第1子は〔 〕内の金額、第2子以降が無料となります。
- ・ 上記に該当しない年収470万円未満相当(所得割課税額97,000円未満)の世帯に対し、18歳未満(当該年度4月1日現在)のこどもをカウントし、第3子以降の保育料が無料となります。

←-----> その他世帯 <-----> ひとり親世帯等 ※〔 〕はひとり親等世帯の金額



11 多子カウント方法について

● 2・3号認定

- ・ 小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用するこどもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。



12 幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の成立により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、認定こども園を利用しているお子様の利用料が無償化されることとなりました。

無償化となる対象者の範囲は、次のとおりです。

認定区分	対象者	無償化の範囲
1号認定	満3歳から5歳児までのこども	全額(預かり保育にかかる利用料について、新たに保育の必要性が認定された場合、無償化の対象となる場合があります。)
2号認定	3歳から5歳児までのこども ※満3歳になった後の4月1日から対象	全額
3号認定	0歳から2歳児までのこども で、住民税非課税世帯のこども	全額

● 給食費について

大野町では、大野町に住民登録があり、認定こども園に在籍している3歳以上児の給食費について、月額上限額まで補助事業を実施しています。

また、満3歳児で1号認定のお子様については、次に該当する場合、副食費(おかず・おやつ等)の徴収が免除されます。

◇副食費の徴収免除対象者(満3歳児1号認定)

- ・ 基準となる年収が360万円相当世帯のお子様(所得割課税額 77,101円未満)
- ・ 所得階層にかかわらず第3子以降のお子様
(小学3年生までのこどもから順に数えて3人目以降)

● 無償化の対象とならないもの

延長保育料、通園送迎費、教材費、行事費などは、無償化の対象にはならず、これまでどおり保護者にご負担いただきます。金額は各園へお問い合わせください。

● 預かり保育の利用料の無償化

1号認定を受けている満3歳から5歳児のお子様で、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた場合、預かり保育にかかる利用料について、月額上限額まで無償化の対象となります。

申し込みに必要な書類は、役場子育て支援課窓口に備え付けます。必要書類がそろいましたら、役場子育て支援課窓口へご提出ください。

◆ 施設等利用給付認定の認定区分・対象者・月額限度額

認定区分	対象者	月額限度額
新2号認定	3歳から5歳児までの子ども ※満3歳になった後の4月1日から対象	月額限度額11,300円までの範囲内で、 預かり保育の利用日数に応じた月額の 上限額（450円×利用日数）まで
新3号認定	満3歳児の子ども（満3歳になった後 の最初の3月31日まで）で、かつ住民 税非課税世帯の子ども	月額限度額16,300円までの範囲内で、 預かり保育の利用日数に応じた月額の 上限額（450円×利用日数）まで

※既に教育・保育給付認定で2号認定または3号認定を受けており、それにかかる施設型給付費等の支給を受けている場合は、施設等利用給付認定を受けることができません。

◆ 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定については、3ページ記載の保育を必要とする事由に準じます。また、保育の認定に対する有効期間については、6ページ記載の支給認定証の有効期間に準じます。

◆ 必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・3号）
- ・保育を必要とする事由証明（申出）書

13

入園申込について

4月入園の場合は、前年の10月1日～10月31日（土・日・祝日を除く）が第一次申し込み期間となり、その後は随時受付をします。

途中入園の場合は、希望する月の前々月21日～前月20日（20日が土・日・祝日の場合は前日）までにご提出ください。

例 5月入園の場合…3月21日～4月20日までに必要書類を提出。（土・日・祝日を除く）

14

認定の変更申請について

現在を受けている認定の内容について、保護者の状況（氏名・住所等）及び世帯の状況（障害者手帳の取得等）又は保育を必要とする事由（就労の内容等）などの変更の有無により、当初に受けた認定から変更が生じた場合は、「給付認定変更申請書」の提出が必要となります。

- ①給付認定変更申請書……………きょうだい2人以上申請の場合、1世帯1枚で可
- ②添付書類……………5ページ記載の該当する書類
- ③現在お持ちの支給認定証

◇認定の変更申請が必要な例

- ・保育を必要とする事由の変更（求職活動中→フルタイムの勤務内定など）がある場合
- ・現在、1号認定で認定子ども園を利用しているが、就労の変化等により2号認定（保育利用）に変更したい場合
- ・保護者の婚姻・離婚等により、氏名・住所等に変更があった場合 など

◇認定内容を変更する月の前々月21日～前月20日（20日が土・日・祝日の場合は前日）までにご提出ください。

例 6月から認定内容を変更する場合…4月21日～5月20日までに必要書類を提出。（土・日・祝日を除く）



15 現況届の提出について

教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）・施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を受けている全ての方に、毎年1回、現況届とご家庭の状況がわかる書類を提出していただきます。この提出により、保護者の状況（氏名・住所等）や世帯の状況（障害者手帳の取得等）、保育を必要とする事由（就労の内容等）などの変更の有無について調査確認を行います。提出がない場合、認定取消になります。



16 Q&A

Q1 育児休業中ですが、上の子は新規で入園申込ができるのですか？

満3歳以上児の新規入園の場合、1号認定で認定こども園に入園することができます。育児休業中は、家庭で保育できる状況にあるため、2・3号認定を受けて認定こども園に新規入園することはできません。

Q2 仕事を退職しました。退園しなければならないですか？

退職後、求職活動をする場合は、「保育を必要とする事由」に該当するため、退園する必要はありません。就労から求職活動への変更申請をしてください。（認定期間は3ヶ月となります。）求職活動しない場合は、満3歳以上児であれば、1号認定に変更し通園することができますが、3歳未満児は退園となります。

Q3 就労で認定を受けていますが、妊娠した場合はどのような手続きが必要ですか？

出産予定日から数えて産前6週目が属する日の月初めから、産後8週目を経過する日の翌日が属する月の月末まで、「保育を必要とする事由」が妊娠・出産となります。母子手帳の写しを添付し変更申請をしてください。

Q4 保育の短時間認定（最大8時間）とは、保育短時間の認定を受けた場合、こどもを預け始めた時間から最大で8時間は追加料金がかからないでこどもを預けることができるということでしょうか？

保育短時間認定の8時間とは、各保育所が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大8時間まで追加料金なしでこどもを預けることができますが、どの時間からも8時間は追加料金なしでこどもを預けるということではありません。

（例：午前8時30分～午後4時30分までの8時間を設定している施設で、こどもを午前10時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは午後4時30分までとなります。そのため、午後4時30分以降の延長保育をお願いする場合は、延長保育料がかかります。）

Q5 自営業や農業の就労形態により保育の認定を受ける場合、会社等で証明をもらうことができませんが、保育を必要とする事由証明（申出）書はどのように提出すればよいですか？

自営業や農業にて就労をしている場合、保育を必要とする事由証明（申出）書内「就労先証明欄」はご自身で記入をしていただきますが、就労をしている確認書類として、確定申告書等の写しなどを添付書類としてご提出いただきます。親族の自営業や農業の手伝い（協力者）のため、給料等が発生せず、申告をしていない場合は、就労先である雇用主の確定申告書等の写しなどを添付書類としてご提出いただきます。

大野町内の認定こども園所在地図

※定員は令和7年度現在



公立認定こども園を統合します!

- 令和7年3月 / 南こども園を閉園 (園児は西こども園へ転園)
- 令和7年度 / 現南こども園建替工事
- 令和8年3月 / 西こども園を閉園 (園児は新園へ転園)
- 令和8年4月 / (仮称)大野町みらいこども園スタート

類型	認定こども園名	所在地	定員	電話番号
幼保連携型	大野町みらいこども園(公立)	本庄200番地6	60名	35-5370 (子育て支援課)
	大野こども園(私立)	大野240番地1	75名	32-0022
	豊木認定こども園(私立)	桜大門538番地	110名	32-0029
	認定こども園うぐいす(私立)	公郷313番地	50名	34-2323
	幼保連携型認定こども園東さくらこども園(私立)	相羽763番地8	105名	34-1533
幼稚園型	認定こども園大野クローバー幼稚園(私立)	桜大門30番地	90名	35-9680